

第8章 東アジアのサービス貿易の発展と障壁

著者	梶田 朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	551
雑誌名	東アジアの挑戦：経済統合・構造改革・制度構築
ページ	193-218
発行年	2006
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00042770

第8章

東アジアのサービス貿易の発展と障壁

梶田 朗

はじめに

世界で自由貿易協定（FTA）など経済統合の取組みが活発化している。経済統合では一般的に、関税撤廃やサービス貿易の自由化など、いわゆる市場アクセスの自由化が経済効果も測定しやすく目に見えやすいことから重要視される。

サービス貿易の自由化は、外資規制の緩和・撤廃などを通じて過去から議論されてきたテーマではある。しかし現在の自由化の枠組みは、1995年のWTO設立と同時に発効したサービス貿易一般協定（GATS）で初めて確立されたように、せいぜい10年ほどの歴史しかないものである。そうした歴史的な経緯を鑑みるとサービス貿易の自由化が遅れているのは何も東アジアに限った話ではなく、世界的な状況といえる。現在行われているWTO新ラウンドでも、サービス貿易の自由化は農業や鉱工業品の関税削減などに比べて交渉が立ち遅れている分野である。

特に東アジアでは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）の発効にともないモノ、つまり商品貿易について関税の削減・撤廃が進められてきた。しかしながら、サービス貿易取引の実態や自由化の遅れ、つまり規制の実態などは、これまであまり議論されることはなかった。それは、企業行動のなかで、東アジアが欧米のようにサービス産業の拠点としてよりも、製造業による生産拠点と

して位置づけられてきたことや、そもそもサービス貿易の統計自体が未整備で実態が把握しにくいこと、などいくつかの原因が考えられる。

近年、東アジアでも FTA 締結の取組みが活発化している。そこでの議論の中心は、鉱工業品を対象とした関税の削減・撤廃である。東アジアでは、日本企業を筆頭に製造業の生産拠点の展開が進んでおり、日本や近隣諸国からの部材の調達をいかに低コストで行うかが重要な課題であるからだ。また、東アジアの経済成長にともない同地域の消費市場としての地位が向上し、日本などから完成品をいかに低い取引コストで供給するかも大きな課題となっている。

しかしながら実際、企業の生産活動には、工場の土地の手当て、設備の建設や完成後のメンテナンス、部材や製品の物流、販売などの流通、販売後のアフターサービス、部材調達のための資金調達や割賦販売などの金融、部材や製品の運送の際や設備など資産に対する保険など、さまざまな、いわゆる「サービス」が関係し重要な役割を担っている。

東アジアにおける企業の関心も、当初は現地生産活動の障害をいかに取り除くかということであった。当然、それはいまだに残存する問題ではある。しかし、企業の現地生産が順調に発展し、部材や製品取引が著しく増加するにつれて、近年はサービスに関係するさまざまな障害が生産活動の足を引っ張る事例が目立ってきた。サービス貿易の自由化が次なる課題として浮上ってきたのである。

東アジアでは、発展している製造業を支えるべき存在としてサービス産業を重視する必要がある。そこで本章では、これまであまり明らかになっていない東アジアのサービス貿易取引の実態をまず分析する。次に自由化の程度、裏返せばその障壁について特徴を明らかにする。最後に東アジアの経済統合において、サービス貿易自由化のための課題とその当面の対応策について提案を行う。

第1節 東アジアのサービス貿易の発展

1. 世界のサービス経済化と東アジア

世界経済はサービス化が進んでいる。世界の GDP のなかで金融、運輸、流通、通信、建設などサービス分野の占めるシェア（以下、サービスシェアという）は、1970年に54%にすぎなかったものが、2002年時点で72%にまで拡大している（UN [2004]）。1970年から2002年までの33年間で世界の GDP は約10倍になったが、この間、サービス分野の GDP は13倍になった。

国・地域別に見ると、先進国中心にサービス経済化の進展が著しい。1970年に70%だったアメリカのサービスシェアは2002年には85%まで拡大している。イギリス、ドイツ、フランスも1970年当時いずれも50%台だった同シェアが、2002年には70%前後にまで上昇している。

ところが、東アジアのサービスシェアには国・地域ごとにばらつきが見られる。香港とシンガポールのサービスシェアはもともと高い。日本も1970年には西欧諸国と同レベルの54%だったが、2002年には80%となっている。その一方で ASEAN 諸国のサービスシェアは伸びが鈍い。タイ、インドネシア、マレーシアの同シェアは2002~2003年でも50%を下回っており、1970年からの進展があまり見られない。しかもタイについては、1970年の55%が2003年には48%に低下している。中国の同シェアは1970年時点で26%と低く、その後上昇しているものの、2002年でも41%と ASEAN 諸国の30年前のレベルである。

次に全労働人口に占めるサービス分野従事者数のシェアを見てみる。ここでも GDP とほぼ同じ傾向が見てとれる（ILO [2004]）。つまり、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本など先進国のシェアは高い。韓国も70%を超えており、香港、シンガポールのシェアも当然高い。その一方で、ASEAN 諸国と中国は40~60%台で低いシェアにとどまっている。

2. 世界に占める東アジアのサービス貿易⁽¹⁾

世界のサービス貿易の商品貿易に対する割合は、1990年代の初めから25%弱で推移している(表1)。1980年にはサービス貿易の割合は約18%と2割を下回っていたことから、サービス経済化の影響は貿易にもおよんでいるといえる。他方、東アジアのサービス貿易の商品貿易に対する割合は、1993年には世界と同じ25%弱あったものの、近年低下が目立っており、2003年には18%台となっている。また、商品貿易については、全世界に占める東アジアのシェアが約20%強であるのに対して、サービス貿易については、同シェアは15~18%となっている。

このことから東アジアのサービス貿易は商品貿易に比べると世界的に見劣

表1 世界と東アジアの商品・サービス貿易

(単位：100万ドル，%)

			1993	1995	1997	1999	2001	2003
輸出	商品	世界	3,777,000	5,162,000	5,577,000	5,708,000	6,197,000	7,503,000
		東アジア	660,808	948,127	1,053,747	1,058,651	1,186,448	1,534,533
	サービス	世界	940,600	1,187,400	1,325,700	1,392,400	1,486,100	1,796,500
		東アジア	163,764	229,441	262,646	231,484	255,577	283,632
	世界 東アジア	サービス/商品	24.9	23.0	23.8	24.4	24.0	23.9
		商品	24.8	24.2	24.9	21.9	21.5	18.5
	商品 サービス	東アジア/世界	17.5	18.4	18.9	18.5	19.1	20.5
		サービス	17.4	19.3	19.8	16.6	17.2	15.8
輸入	商品	世界	3,874,000	5,279,000	5,725,000	5,902,000	6,466,000	7,778,000
		東アジア	880,960	1,260,069	1,327,548	1,190,517	1,385,198	1,727,282
	サービス	世界	958,300	1,201,200	1,310,300	1,387,100	1,491,100	1,782,400
		東アジア	204,834	292,378	318,242	293,944	310,020	322,396
	世界 東アジア	サービス/商品	24.7	22.8	22.9	23.5	23.1	22.9
		商品	23.3	23.2	24.0	24.7	22.4	18.7
	商品 サービス	東アジア/世界	22.7	23.9	23.2	20.2	21.4	22.2
		サービス	21.4	24.3	24.3	21.2	20.8	18.1

(注) 東アジア商品：ASEAN10、日本、中国、香港、台湾、韓国の15カ国・地域。東アジアサービス：上の15カ国・地域からブルネイを除く。

(出所) WTO [2004a] から作成。

りがすることがわかる。東アジアのサービス貿易は1997年までは高い水準の伸びを示していたが、アジア通貨・金融危機の影響により、1997年を境に貿易額が商品貿易と比べて大きく減少し、その後の回復も商品貿易の伸び率の水準には至らない状況が続いている。

3. 東アジアの国・地域別サービス貿易

ここでは、東アジア主要国・地域のサービス貿易収支の状況を項目別に見てみる。

日本：サービス収支全体は輸入（支払）超過で推移している。日本人の海外旅行人数の多さによる旅行の大幅な支払超過が要因であり、輸送も主に航空旅客が支払超過となっている。つまり外国航空会社を利用して、日本人が海外旅行に出かけるためである。その他サービスでは、日本企業の海外での請負工事の受注が多いことで、建設が輸出（受取）超過である。金融も受取超過基調である。2003年には初めて特許使用料等が受取超過となったことが特徴である。日本企業によるライセンスフィーなどの受取額が増えたためであり、企業の特許戦略が成果をあげているといえる⁽²⁾。

中国：サービス収支全体は支払超過で推移している。輸送の海上貨物の支払超過額が近年大きくなってきている。外国船籍による中国への貨物運送の増加が影響していると見られる。旅行は受取超過で、中国へのビジネス客、観光客がともに増加していることを示している。その他サービスでは、保険と特許等使用料の支払超過が目立つ。特許等使用料は受取額に比べて支払額が多く、外国企業が技術を中国に持ち込んで、その使用対価を得ている様子が見てとれる。

香港・マカオ：両地域ともにサービス収支全体は受取超過となっている。香港は輸送と金融の受取りが大きい。また、その他営利業務も受取超過である。海外への出国者が多いことから、旅行は支払超過である。マカオは輸送の旅客ならびに旅行が受取超過である。重要産業である観光業が収支に反映

されている。

韓国：サービス収支全体は支払超過で推移している。輸送が受取超過で、特に貨物の受取超過が大きい⁽³⁾。旅行は支払超過で出国者が多いことを示している。その他サービスでは、建設と金融が受取超過となっている。

シンガポール：サービス収支全体は受取超過で推移している。輸送と旅行は支払超過であるが、その他サービスで金融、情報、保険、その他営利業務が受取超過となっている。シンガポールは香港とともにアジアの金融センターとしての地位を確立していることで、同項目の受取りが大きくなっている。

タイ：サービス収支全体は支払超過で推移している。重要産業である観光が受取超過で、輸送が支払超過となっている。また、その他サービスも支払超過である。その他サービスは特許等使用料と保険の支払超過が大きい。特に特許等使用料は受取りがほとんどゼロに近いが、支払額は近年増加してきている。外資系企業を担い手の中心とする自動車など製造業の発展により、技術の持込みとその対価の支払いが増えていることが影響していると見られる。

インドネシア：サービス収支全体は大幅な支払超過で推移している。その他のASEAN諸国と比べてもその超過額の大きさが目立つ。項目別では、輸送とその他サービスの支払超過が大きい。旅行は受取超過だが、2003年は受取りが減少し、収支が半減している。

マレーシア：サービス収支全体は支払超過で推移している。海上貨物を中心に輸送が支払超過である。旅行は業務による入国者が多く、受取超過である。その他サービスでは、文化・興行と特許等使用料の支払超過が大きい。

フィリピン：サービス収支全体は支払超過で推移しているが、タイ、インドネシア、マレーシアと比べて受取額、支払額の規模がいずれも小さく、支払超過額も少ないことが特徴である。輸送は貨物を中心に支払超過である。旅行は逆に受取超過である。その他サービスでは通信が2001年から受取超過となっていることが特徴的である⁽⁴⁾。

4. 東アジアの人の移動

東アジアのサービス貿易については、サービスの提供者が移動することで取引が発生する、すなわち「人の移動」⁽⁵⁾も重要な要素である。国際収支統計で国・地域別の雇用者報酬、労働者送金の状況を見ると、WTO 新ラウンドやFTA 交渉で人の移動の自由化を強く主張する国が浮かび上がってくる(表2)。雇用者報酬では、中国、韓国、タイ、フィリピン、ラオス、ミャンマーが受取超過となっており、特にフィリピンとタイの超過額が大きい。労働者送金では、中国、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ミャンマーが受取超過で、特に中国、インドネシア、フィリピンの超過額が大きい。フィリピンの雇用者報酬の受取額は、同国のサービス貿易受取総額の2.5倍の規模であり、2003年の実績は日本円にして約8000億円にもなる。

5. 東アジアに対する日本のサービス投資⁽⁶⁾

東アジア諸国・地域に対する日本の非製造業(サービス業)による対外直接投資の2003年度までの過去の累計金額と件数を見ると(表3)、サービス業による直接投資が製造業のそれを上回っているのは、香港、シンガポール、インドネシアのみである。しかも、インドネシアの金額は鉱業分野が大宗を占めていることから、実質的にはサービス業の投資は香港、シンガポール向けのみが製造業よりも金額・件数ともに上回っていることがわかる。経済規模の大きい中国、韓国、タイなどへのサービス業の直接投資は香港、シンガポール向けのそれに比べて金額、件数ともに半分以下の水準である。つまり、東アジア諸国・地域への日本企業の直接投資は製造業が中心で、サービス業のそれはサービス先進国である香港、シンガポール向け以外はそれほど多くないということである。香港、シンガポール以外でサービス業の直接投資が少ない要因としては、政府による規制があること、サービス業の直接投資環

表2 東アジアの雇用者報酬・労働者送金

(単位:100万ドル)

国・地域名	雇用者報酬					労働者送金				
	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003
日本	0.35	0.27	0.21	0.18	0.15	0.22	0.50	1.04	0.95	0.66
	-0.31	-0.27	-0.25	-0.27	-0.27	-2.72	-2.26	-2.09	-2.41	-1.23
	0.04	0.00	-0.04	-0.09	-0.12	-2.50	-1.75	-1.06	-1.47	-0.57
中国	146	202	297	674	1,283	384	556	912	1,679	3,343
	-523	-679	-852	-950	-1,120	-70	-75	-84	-223	-477
	-377	-477	-555	-277	162	314	481	828	1,457	2,866
香港	14.19	6.68	3.85	1.67	1.03	-	-	-	-	-
	-14.19	-6.68	-3.85	-1.67	-1.03	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マカオ	-	-	-	-	-	n.a.	n.a.	n.a.	67	n.a.
	n.a.	n.a.	n.a.	-11.00	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	-84	n.a.
	n.a.	n.a.	n.a.	-11.00	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	-17	n.a.
韓国	527	582	566	590	734	54	63	48	34	43
	-42	-51	-69	-64	-100	-184	-227	-239	-297	-371
	485	531	497	527	634	-130	-164	-191	-263	-328
タイ	1,460	1,697	1,252	1,380	1,607	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	-	-	-	-	-
	1,460	1,697	1,252	1,380	1,607	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
インドネシア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1,109	1,190	1,046	1,259	1,489
	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1,109	1,190	1,046	1,259	1,489
マレーシア	323	342	367	435	571	-	-	-	-	-
	-484	-599	-634	-745	-821	n.a.	n.a.	n.a.	-3,081	-2,643
	-161	-257	-267	-310	-250	n.a.	n.a.	n.a.	-3,081	-2,643
フィリピン	6,794	6,050	6,031	7,189	7,640	102	125	124	192	236
	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	-57	-72	-32	-37	-18
	6,794	6,050	6,031	7,189	7,640	45	53	92	155	218
カンボジア	2	3	3	3	3	80	100	110	120	125
	-48	-53	-44	-54	-73	-6	-7	-8	-9	-10
	-46	-50	-42	-51	-70	74	93	102	111	115
ラオス	0.60	0.66	0.69	n.a.	n.a.	-	-	-	-	-
	-0.40	-0.44	-0.46	n.a.	n.a.	-	-	-	-	-
	0.20	0.22	0.23	n.a.	n.a.	-	-	-	-	-
ミャンマー	39	27	31	26	26	97	77	86	82	52
	39	27	31	26	26	n.a.	-14	-14	-24	-22
	-	-	-	-	-	97	63	72	58	30

(注) 上段:受取り, 中段:支払い, 下段:ネット。

(出所) IMF [2004] から作成。

表3 日本のサービス業（非製造業）による対外直接投資（1951～2003年度累計）

業種	国・地域名										
	中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	
金額 (100万ドル)	農・林業	40	38	1	21	3	95	232	40	62	13
	漁・水産業	90	219	1	1	1	10	230	124	21	3
	鉱業	52	6	3	6	13	17	9,561	293	500	-
	建設業	543	195	83	93	546	459	150	168	69	16
	商業	1,313	5,671	1,106	519	2,802	1,136	195	567	100	6
	金融・保険	396	5,412	91	748	2,406	677	2,167	563	430	12
	サービス業	2,497	2,539	426	2,726	1,207	622	1,296	561	413	58
	運輸業	248	704	63	28	1,503	579	213	73	564	27
	不動産業	999	2,223	119	57	1,765	613	1,079	350	218	91
	その他	1,015	385	4	3	108	16	117	28	27	0
	非製造業小計	7,194	17,392	1,898	4,204	10,355	4,223	15,241	2,768	2,405	228
	製造業小計	18,999	2,799	5,019	5,235	7,523	11,705	15,241	7,575	5,011	1,139
	その他	726	536	377	709	152	957	116	32	81	78
	合計	26,920	20,727	7,294	10,148	18,030	16,885	27,813	10,374	7,498	1,446
件数 (件)	農・林業	37	28	4	17	7	107	124	61	108	11
	漁・水産業	60	24	5	13	2	14	231	13	43	16
	鉱業	20	4	7	15	8	33	222	43	63	-
	建設業	66	56	53	20	101	164	68	148	52	6
	商業	268	1,822	450	171	842	383	111	194	118	6
	金融・保険	19	375	27	58	178	67	115	52	56	6
	サービス業	423	571	129	213	213	184	198	120	90	9
	運輸業	91	122	24	14	206	92	28	21	23	10
	不動産業	106	494	16	6	188	156	108	65	77	19
	その他	4	219	13	8	95	45	65	46	26	3
	非製造業小計	1,094	3,715	728	535	1,840	1,245	1,270	763	656	86
	製造業小計	4,257	1,060	2,032	1,761	1,454	2,667	1,857	1,430	803	212
	その他	56	214	190	92	150	66	47	50	38	7
	合計	5,407	4,989	2,950	2,388	3,444	3,978	3,174	2,243	1,497	305

(出所) 財務省 [2004] をドル換算して作成。

境が未整備であること、そもそも経済規模が小さくサービス業の進出余地に限界があること、などが考えられる。

第2節 東アジアのサービス貿易の障壁

1. 東アジアのWTO・GATS⁽⁷⁾における自由化約束

ここからは、東アジア諸国・地域のサービス貿易の障壁について見る。まずは、WTOにおけるGATSの自由化約束状況を分析する。

商品貿易の障壁は、関税障壁と非関税障壁に大別できる。そして、関税障壁であれば関税率の水準を見れば把握でき、非関税障壁については輸入割当制度など輸入関連の各種規制を見ることによって把握できる。しかし、サービス貿易についてはどのような障壁がどこに存在しているかを把握することは容易ではない。サービス分野は金融、運輸、流通、通信、建設など経済のインフラストラクチャーを構成する部分が多い。国内の産業政策や雇用対策など、より国内経済問題に根ざしているのである。したがって、国境における水際措置では捕捉できない性質をもっている。つまり、サービス貿易の障壁はほとんどが国内規制である。WTOのGATSで交渉される内容も国内規制をいかに削減・撤廃するかということに焦点が当てられている。

東アジア諸国・地域におけるGATSの自由化約束分野数を見ると(表4)、最も約束分野数が多いのが台湾の123分野で、次に日本の110分野が続く。先進国はおおむね100分野を超える自由化約束を行っている。香港、シンガポールは実際には約束分野数を超えて自由化をしているが、GATSが一旦、自由化約束をすると後戻りできない仕組みのため、約束数自体は抑制するように対応している。台湾、カンボジア、中国は最近のWTO加盟国である。WTOへの加盟については近年厳しい交渉を強いられるという点で狭き門になっており、加盟達成のために大幅な自由化を約束する必要があることから、約束分野数が多くなっている。ASEAN諸国では、タイ、マレーシアでも75分野、フィリピン、インドネシアに至っては全分野の3分の1程度の約束数にとどまっている。

表4 WTO・GATSにおける東アジア諸国・地域の自由化約束分野数

国・地域名	自由化約束分野	国・地域名	自由化約束分野
台湾	123	トルコ	75
スイス	117	香港	69
EU	115	シンガポール	67
ノルウェー	112	アルゼンチン	65
日本	110	ベネズエラ	64
アメリカ	110	イスラエル	62
カナダ	105	ブラジル	60
オーストラリア	104	コロンビア	58
カンボジア	95	フィリピン	51
韓国	95	インドネシア	47
中国	94	パキスタン	47
南アフリカ	91	エジプト	45
ニュージーランド	90	チリ	40
タイ	75	インド	37
マレーシア	75	マカオ	25
メキシコ	75	ブルネイ	23

(注) 東アジア諸国・地域および2003年の名目 GDP 上位50カ国から WTO 加盟国を抽出して作成。

EUは1地域として抽出。ベトナム、ラオス、ロシア、サウジアラビア、イランはWTO未加盟のため除いた。ミャンマー、UAEはWTO加盟国であるが、統計が取れないため除いた。

155分野について、一部分でもなんらかの自由化約束をしていれば数に計上している。

(出所) WTO [2004b] から作成。

次に東アジアのGATSの自由化約束について、56の中分類と4つのモード⁽⁸⁾における状況を国・地域別に見る(表5)。

日本：分野、モードともに比較的まんべんなく約束している。分野別の自由化課題としては教育、健康関連・社会事業であるが、これらはその他諸国でも約束の少ない分野である。モード別では越境取引、国外消費のみならず商業拠点についても約束数は多い。ただし、人の移動についてはまったく約束していない。

中国・台湾：新規加盟国ということもあり多くの約束をしている。分野別の課題は中国が健康関連・社会事業、娯楽・文化・スポーツ分野についてまったく約束していないことで、これら分野への外国企業参入はモードにかか

ならず実質的に不可能となっている。また、中国は商業拠点について約束数が日本や台湾に比べて少なく、かつ完全に自由化を約束している分野がない。いずれの分野にも外資規制などの何らかの制限を課していることが特徴である。

韓国：分野別の課題は教育，健康関連・社会事業，娯楽・文化・スポーツの3分野についてまったく約束していないことである。モード別では、日本と同様に人の移動についてまったく約束していないことと、中国と同様に商業拠点で完全に自由化を約束している分野が少なく、いずれの分野にも外資規制など何らかの制限を課していることである。

ASEAN 諸国：分野まるごとまったく約束していない国が多い。インドネシア，マレーシア，フィリピンは流通分野をまったく約束していない。同分野について実際は外国企業の参入も可能で、参入実績もあると見られるが、GATS に約束していないことで、いつでも参入規制を課することができる仕組みになっている。モード別では商業拠点の約束がほとんどない。ただし、人の移動について制限つきながらも相応の約束をしているのが、日本，韓国などに見られない特徴である。

2. サービス貿易の障壁とは

WTO の GATS による東アジアのサービス貿易の自由化状況を見た。これによって各国・地域の大まかな自由化状況は浮かび上がってきた。それでは、実際にどのような障壁が存在するか。WTO 新ラウンドではサービス交渉が行われており、各加盟国から交渉に関する提案が出されている。日本はサービス貿易に関する具体的な規制を明示的に掲げて、それらについて削減・撤廃を提案している（表6）。その内容は、GATS のモード分類によれば商業拠点に関するものが多い。それらを説明すると以下ようになる。

外資出資比率規制は、外国企業の地場企業への出資比率制限である。なかにはまったく外国企業の参入が認められていない、いわゆる外資参入禁止

表6 サービス貿易の自由化課題

一般 (分野横断)	外資出資比率規制 役員・従業員の国籍・居住要件 企業形態制限 海外送金・為替・決済関連の制限 国内調達義務 企業内転勤における上級管理職・専門職の移動制限
(例) 金融サービス	最恵国待遇原則の免除 外国資本参加制限 拠点設置形態に関する制限 拠点設置件数・地域に関する制限 役員・従業員の国籍・居住要件、外国人従業員人数制限 強制再保険義務、国営保険会社による独占 内外差別的税制優遇措置 一部の業務規制 客観性・透明性を欠く行政運営 地方政府別による異なる規制

(出所) 外務省 [2000] から作成。

業種もあるが、一般的には過半数出資を規制するケースが多い。役職員の国籍・居住要件は、海外現地法人の役職員について本国からの派遣駐在員の人数や割合を制限するもので、派遣駐在員以外は現地国籍保有者の雇用を強制する規制である。居住要件は役職員の現地での居住年数を制限するものや、逆に居住年数がわずかな駐在員に役員への就任を認めないなどのケースがある。企業形態制限には、駐在員事務所の開設は認めるが現地法人や支店の設立は許可しないなどの規制がある。海外送金・為替・決済関連の制限は、ドルなどの外貨の本国への送金制限や現地通貨への交換義務などがある。国内調達義務は、部材購入を現地企業から行わなければならないなどの規制である。企業内転勤における上級管理職・専門職の移動制限は、一国に複数の現地法人を有する場合に所在地域を越えた転勤を認めないなどの規制である。

金融サービスを分野別の具体例として取り上げてみたが、個別サービス分野の規制はそれぞれ特徴がある。金融サービスでは、特に銀行・証券業務において商業拠点の設置に関する制限が多く見られる。業務の一部分について規制を行うのも、顧客の属性別などで取扱商品の性質が大きく異なる金融サ

ービスの特徴といえる。具体的には、預金の受入れや貸出しは認められるが、クレジットカード事業は認められないなどである。

こうした規制はいずれも国内産業の保護、雇用対策、国際収支の安定などを図るものが多く、サービスの自由化が商品貿易の自由化ほど容易でない主な理由がここにある。

3. 東アジアの国・地域別サービス貿易障壁

東アジアのそれぞれの国・地域におけるサービス貿易障壁は多岐にわたるが、外資規制、雇用規制、通貨規制について代表的なものをあげた(表7)。内容は各国・地域で異なるが、共通する部分を抜粋すると以下ようになる。

まず、規制・禁止業種では安全保障上の懸念もあり、電力などのエネルギーサービスや新聞・放送などマスメディアへの参入規制を課している国・地域が多い。出資比率については、業種ごとに比率の上限を変えるケースがある。過半数出資にセンシティブなことも特徴である。外資の土地の保有は認めていない国・地域が多い。雇用関係では外国人の就業を規制し、現地人の雇用を促す規制が共通である。通貨規制については多くの国・地域で制限が取り払われているが、変動為替制度を採用していない国では厳格な規制を残している。

経済産業省が毎年発表している不公正貿易報告書(経済産業省[2005])でも、東アジアの国・地域別に、外資規制を中心とする多くのサービス貿易障壁が紹介されている(表8)。

第3節 東アジアのサービス貿易の障壁低減に向けて

東アジアのサービス貿易にはいまだに多くの障壁が残る。こうした状況は、サービス貿易が国内産業や雇用など国内経済に密接にかかわっているという

表7 東アジアのサービス貿易障壁(国・地域別具体例、投資関連)

項目	中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	タイ	インドネシア
規制・禁止業種	「外国投資産業指導目録」(2002年4月1日施行、改正)による制限。禁止業種を指定。管制業種は航空、郵便、義務教育、出版、オーディオビデオ、放送、映画などは参入禁止。	規制については最低限の危険・公害など公衆衛生上問題のみに限られている。	農業、牧畜業、ギンギョ、漁業、酒、繊維業、煙草、電力、船舶等製造業、燃料、供給業などが規制業種。規制業種も外国人による投資は「外国人参入投資法」の許可を要する。	日韓投資協定により韓国内投資に對しては内国民待遇が与えられる。ただし韓書1および韓書2の分野を對する。電力、ガス、郵便、放送などは参入不可。	武器・兵器の製造、公益事業(公共交通機関、電力、ガスの送配)、新聞・放送業に對する外国企業への参入は制限される。また、製造業の進出は規制される。また、製造業の一部に對しては事前監督取得の必要がある。	43業種を3種に分けて禁止・規制。新聞、放送、土地取引などは禁止。運輸承継などには協議承認を要。建設、小規模小売業、観光などは外国企業の参入を要する。	①内外資問わず民間投資禁止業種。②外資禁止業種。③出資比率など条件付き外資開放分野に分類。②はタクシー、バス、小規模海運、放送、映画など、③は模範商業、電力、海運、鉄道、医療、レストラン、娯楽など。
出資比率	合弁企業として外資比率が25%以上必要。出資比率は自動車・オートバイ50%以下、海運49%以下、広告70%以下、(2005年12月より100%可)、金融20%以下、(資本参加の場合)、生保50%以下など。	制限はなく、100%の外国人出資も認められる。	公司法、外国投資家による内住所保有ないしは、通信、電力業などはあけるものがある。	外国人投資対象業種のうち開放業種は外国人投資比率100%許容。部分開放業種は許容。	新聞・放送業、公益事業(公共交通機関、電力、ガス、水道)など一部業種を除き、外国投資比率制限はない。	外資比率50%以上の企業は、外国人事業種への参入が規制される。ただし例外あり。	外国企業が合弁を選択した場合は外資出資比率は95%まで可能。外資100%を選択した場合は、開業開始後15年以内に株式の一部を直接譲渡または証券市場を通じてドネシアの個人または法人に譲渡することが義務付けられている。

外資に関する規制

項目	中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	タイ	インドネシア
外国企業の土地所有の可否	土地の所有権は原則として国家に帰属し、外国企業は認められない。ただし、土地の使用権は認められる。	香港では土地すべてが政府所有である。外資が不動産賃貸をすることに対して規制はないが、購入はできない。		韓国では内・外国人平等主義の原則に従って民法上にも内国人と同等な権利が認められる。また、外国人もさまざまな権利がある。	シンガポールの国土は国家所有が原則で、民間部門の土地所有率は13%。工業用地については、30～60年のリース契約による取得ももつてもある。工場は、工業団地運営会社を建設した標準工場を賃借するか、自前を建設する。	原則として外国人（法人含む）は土地取得不可。しかし、BOI奨励企業や、工業団地会社（IEAT）認定企業は、出資比率にかかわらず土地取得が可能。また、4,000万バツ以上の投資資金を持ち込むなどの条件を満たした場合も可能（制限あり）。	土地所有権はインドネシア国民のみに認められる。外国企業は他の権利を得たうえで、特定の土地において操業することができる。
資本金に関する規制	登録資本額の減額は厳格な審査認可のもとに置かれている。	制限はない。	外国人の台湾での投資額に対しては規制はない。ただし經濟部が公定した最低資本額規定：股份有限公司（株式会社）NT\$100万円、有限公司（合資会社）NT\$50万円を守ること。	外国人投資の基本条件：最低資本額5000万ウォン	授権資本の額は自由に設定できるが、払込資本の額を超えない。	最低資本金は、外資マジョリティの場合は200万バツ以上。外国人事業法の規制を受け特別な認可を受けなければならない。場合は原則として300万バツ以上。タイ資本マジョリティの法人には最低資本金の規制はない。	最低資本金については、申請の投資プロジェクトのファイナンス額として、特別なものとして、特定の金額に関する規定はない。一部業種には規定があることから、投資調整への問い合わせが必要となる。1996年BKPM長官決定第21号。
	出資比率、地域制限、外貨管理	なし	国産化率規制なし。	国産化率、現地調達義務、輸出	国産化率を設定した法的な基準	従来、自動車、オートバイ、農	自動車についてユーロIIレベル

その他 規制	などあり。	外国人が就職でき ない職種は特 に定められて いない。	外国人の就業は 原則「就業服 務法」第46条に 準じ、行政院 労働工員会に 許可申請する こと。一般 管ボ宗芸 スス演芸 者、教師、 ソココチ、 術、芸術、 指導、専 門家。	外国人が韓国 で就業しようと する時には、 就業活動がで きる滞在資格 を受けなければ ならない。就業 活動がでる滞 在資格は、短期 就業、指導、 技術指導、専 門職など。	や規制はない。	業用デザイン、 セル牛乳化 エンジン、 等につま 率を定めて が、WTOの 貿易連投資 (TRIM) 廃 止に伴い、 自動車に ついては現 在までに 撤廃して いる	の排ガス基準 あり。
外国人 就業規 制	法律に外国人雇 用を禁止する 種の明確な規 定はない。外 資企業は管理 職を受け、技 術者や財務 ・会計担当者 も認可が下り やすい。一般 職は特殊職 に比べ外国人 雇用認可を得 るは難しい。 企業が外国 認可される外 資企業は従業 員総数の10% を超えないの が通例。ただし 、ハイテク企 業は例外。	外国人が就職 できない職種 は特に定めら れていない。	外国人の就業 原則「就業服 務法」第46条 に準じ、行政 院労働工員会 に許可申請す ること。一般 管ボ宗芸 スス演芸 者、教師、 ソココチ、 術、芸術、 指導、専 門家。	外国人が韓国 で就業しようと する時には、 就業活動がで きる滞在資格 を受けなければ ならない。就業 活動がでる滞 在資格は、短期 就業、指導、 技術指導、専 門職など。	N.A.	39業種について は外国人就業 禁止。通常、 外国人労働許 可を取得する ためには、原 則的にその会 社の資本金が 最低200万バ ー必要。	3つのカテゴリー に分けて外国人 の就業規則を規 定。製品の65% 以上を輸出する 企業は雇用規則 の対象外であり 外国人雇用の自 由が認められて いる。
現 地 人 雇 用	雇用義務につ いて明確な法律 規制	雇用・登用に 関して現地人 を優	なし	1) 国家有功者 ； 日常的に1日20	N.A.	ビザを扱う入 国管理局と労働 許可	外国投資法第11 条、12条に外国

外国人就業規制・在留許可、現地人雇用

項目 義務	中国 定はない。ただし、原則として、特殊技能を要し、単純労働に用いられない(外国人の就業は認められない)。	香港 先ずる法律上の措置はない。	台湾	韓国 人以上を雇用する公・私企業または公・私団体別表9の第15号から第37号に該当する製造企業として200人未満を雇用する(違反時：500万ウォン以下)の過怠料あり)	シンガポール	タイ 可証を扱う労働社会福祉省とが異なるを判断。両者とも現行、両者とも外国人1名につきタイ人従業員4名(原則)の雇用を要求(2001年1月末)。	インドネシア 人雇用、現地人への教育・訓練の機会提供義務が規定されている。また、新労働法(2003年3月25日付)において、契約社員のお定義や就業時間、賃金などについて盛り込まれている
為替管理・外貨交換制度	「外国為替管理条例」にもとづき、經常取引については基本的一般的な制限はなく、引当金の条件を満たせば支払いを行うことができるが、貿易取引以外については一定の制限がある。資本取引に關しては取支とも厳格な規制管理が行われている。	外貨送金に制限はない。認可為替銀行を通じて自由に通金が可能。	輸出入貿易・サービス取引は併外為取支は申告にて取組むことができる。	すべての通貨取引が可能。主にUSドルと日本円が取り引きされている。	外貨送金、外貨借入についての規制はない。	受取り、支払いも指定通貨は経済的でない。輸出は外貨を以てするが、外資預金口座に入金しない(外貨集中義務)。	外国為替取引は原則自由。配当、利益などの送金に外国為替管理上制限はない。

(出所) 日本貿易振興機構「2005a」から作成。

表8 東アジア諸国・地域のサービス貿易障壁（不正貿易報告書）

国・地域名	業種	障壁内容
中国	流通	WTO加盟3年以内（2004年12月）に、自動車販売チェーンやタバコなど一部取扱品目を除き卸・小売の外資出資比率制限や地理的制限が撤廃。ただし、法令の実施細則や認可ガイドラインがなく手続きが不透明。
	建設	2002年9月に外資100%出資が可能となったが、新たな資格要件が厳格なため、加盟前より高い参入障壁が発生。
	運送	倉庫業は2004年12月から、貨物フォワーディング代理業は2005年12月から外資100%出資を約束。最低資本金規制等あり。
	通信	WTO加盟6年以内（2007年12月）に国内・国際電話の地理的制限を廃止し、外資49%以下出資を認める予定。移動体通信は加盟3年以内に49%出資を認め、5年以内に地理制限撤廃。付加価値通信は2年以内に地理制限撤廃かつ50%以下出資を認めた。外資参入については、政府当局の裁量が大きく、実際の参入実績に乏しい。
	保険	保険業の地理制限は2004年12月に撤廃。損害保険の外資出資制限は2003年12月に撤廃。生命保険の外資出資制限は50%以下を維持。保険仲介業の外資出資制限は2006年
	銀行	WTO加盟5年以内（2006年12月）に人民元業務の地理制限撤廃予定。最低資本金規制が国際水準から見て高額すぎるなど、実質的な参入障壁は高い。
タイ	保険 通信 流通	外資出資比率および外国人役員比率を25%以下に制限。外資出資比率を25%に制限（49%に戻す法案審議中）。小規模卸・小売業（卸：最低資本金が1億バーツ、小売：最低資本金3億バーツ未満か各支店で2,000万バーツ以下）の外資参入を制限。
	広告	外資出資比率を49%に制限。ただしアメリカ企業には100%出資容認。
マレーシア	証券 通信 流通	証券会社49%、投資信託会社30%の外資出資比率制限。外資出資比率を30%に制限（一部100%出資も可）。大型店舗の地域制限や最低資本金規制。小規模小売店の外資参入禁止。外国人の雇用制限。
インドネシア	通信	2003年民営化。国際通信（2003年）、長距離電話（2004年）に競争他社が参入。
	流通	1998年より卸・小売の外資参入が可能に（小規模地元業者との提携が条件）。
	AV、広告	映画配給会社、広告会社の外資参入禁止。
フィリピン	金融	銀行に60%の外資出資比率制限。支店開設制限（10店舗）。総資本制限（外資系銀行は銀行総資本の30%以下）
	通信	40%未満の外資出資比率制限（公益事業はフィリピン資本60%以上義務付け）。
	建設	法的には外資100%出資可能だが、施行細則レベルの運用により実質的に参入不可能。

(出所) 経済産業省 [2005] から抜粋して作成。

構造上の問題から起因するところが大きい。とりわけ、東アジアは構成国の経済発展段階が大きく異なっていることから、それぞれの産業政策も異なり、サービス貿易を主に担うサービス産業の育成ないし保護方針も異なる。このように東アジアは多様であり、サービス貿易でも自由化の足並みを揃えることは容易ではない。将来的に東アジア大の経済統合が実現したとしても構成国・地域による各種の規制は最後まで残存するであろう。関税同盟を築き上げ、通貨統合まで実現したEUでもサービス貿易の自由化は道半ばである⁽⁹⁾。中国とASEANのFTAも商品貿易の関税撤廃・削減交渉は終了したもののサービス貿易の自由化交渉はこれからの状況である。WTO新ラウンドのサービス交渉ではリクエスト&オファー方式による交渉が行われているが、途上国からの自由化オファー（自国のサービス分野の開放案）の提出は件数、内容ともにレベルが低い。

それでは、今後、東アジアのサービス貿易障壁を低減していくために何をすべきか。もちろん規制緩和を通じた市場の自由化が最も望ましいが、それと同時に重要なことは各国・地域が実施している規制などの内容について透明性の向上を図ることである。日本企業に中国やASEANなどの投資環境の問題点についてアンケートを実施すると、回答の上位に必ず来るのが、「手続きの煩雑さ」に加えて「法令の未整備や不透明性、恣意的な運用」となっている⁽¹⁰⁾（表9）（日本貿易振興機構 [2005]）。日本経団連も、WTO新ラウンドに関する提言書（日本経済団体連合会 [2004]）のなかでサービス貿易について、各国において規制の透明性を向上させるとともに、不必要に貿易制限的となる規制が導入されないことを求める、としている。

規制の透明性の向上であれば、規制の存在自体はとりあえず容認されることになるため、各国・地域の国内政策を急激に変える必要がなく、取り組みやすい。例えば、自由化する分野のみを約束表に記入するGATSのポジティブリスト方式では、規制がかけられている分野、つまり約束表に記入されていない部分にどのようなサービス分野が存在しているのかさえわからない。これをネガティブリスト方式にして、例えば外国企業の参入制限を実施する

表9 アジアの投資環境, 貿易制度の問題点

	投資環境	貿易制度
第1位	税務手続きが煩雑	通関など諸手続きが煩雑
第2位	行政手続きが煩雑	通関に時間がかかる
第3位	インフラ整備が不十分	政府内で通達・規則内容の周知徹底が不十分
第4位	政府の政策運営が不透明	物流インフラ整備が不十分
第5位	経済法制度が未整備, 運用が恣意的	関税の課税評価が不明瞭

(注) 在ASEAN, インドの日系製造業による回答のうち上位5項目。有効回答は投資環境が790社, 貿易制度が760社。

(出所) 日本貿易振興機構 [2005b] から作成。

分野だけを列挙するようであれば, 記入がされていない分野は原則自由化されていると解釈することができ, 企業の現地への進出の判断が容易になるであろう¹¹⁾。

各国・地域が障壁の低減を進めて自由化を実現するに越したことはないが, それがすぐに実現しないのであれば, まずは規制の透明性の向上を図ることから始めたらどうだろうか。企業の予見可能性を高め, 経営の安定化, 効率化に資することから, 東アジア経済統合の初手として真っ先に取り組むべきである。

[注] _____

- (1) 国際収支統計に計上されるサービス貿易は, IMFの国際収支マニュアルによると, 輸送, 旅行, その他サービスの3つに大きく分けられている。その他サービスのなかには, 通信, 建設, 保険, 金融, 情報, 特許等使用料, その他営利業務, 文化・興行, 公的その他サービスの9項目が含まれている。その他営利業務とは貿易, リース, 専門・技術サービスなどである。

サービス輸出とはサービスを提供することで対価を受け取る場合をいい, サービス輸入とはサービスの提供を受けるかわりに対価を支払う場合をいう。例えば, 日本の航空会社のフライトに外国人(非居住者)が搭乗した場合, 日本にとってその外国人が国籍を有する国に対するサービス輸出(輸送分野の航空旅客項目における受取り)となる。日本人が海外旅行をして旅行先で土産物を買うなどで支払いを行った場合, 日本にとってその日本人の旅行先である外国に対するサービス輸入(旅行分野の業務外項目における支払い)

となる。

- (2) 海外子会社からのライセンスフィーについて、国際会計基準に則って日本の親会社に正確に還元するようになったため受取りが増えた、との指摘もある。
- (3) 釜山港の国際コンテナのハブ港化など、韓国による港湾政策が関係している可能性もある。
- (4) 海外在住のフィリピン人労働者による本国への通信量が多いことが要因として考えられる。
- (5) 人の移動によるサービス取引の対価は、国際収支統計上のサービス貿易ではなく、所得収支における雇用者報酬ならびに経常移転における労働者送金に計上される。雇用者報酬は、季節労働など1年未満の外国への短期移動にともない、外国で非居住者として雇用されることによって得た賃金などが計上される。労働者送金は、1年以上の滞在により外国の居住者となったものが、賃金の一部などを出身国などに送金することによって計上される。
- (6) サービス貿易の一形態である「商業拠点」は、サービス分野の直接投資と同義である。しかし、国際収支統計のサービス貿易収支に計上される「越境取引」や「国外消費」ならびに雇用者報酬や労働者送金に計上される「人の移動」によるサービス取引と異なり、外国の商業拠点を通じて提供されるサービス取引の金額を把握することは容易ではない。例えば、日本の経済産業省では毎年日本企業に対するアンケートにもとづく「海外事業活動基本調査」を実施し、海外子会社の売上状況などを把握している。この調査は日本企業の海外事業活動を網羅的に把握するツールとして高く評価されているが、そこには金融・保険・不動産業は含まれておらず、残念ながら、これら業種の海外商業拠点を通じた取引を把握することはできない。そこで、ここでは便宜的に商業拠点の規模を大雑把に把握することにとどめることとし、その状況を財務省の対外直接投資統計を通じて見ることにする。
- (7) WTOでは、GATTウルグアイ・ラウンド交渉の結果として、1995年のWTOの設立とともに「サービスの貿易に関する一般協定」(General Agreement on Trade in Services: GATS)が発効した。GATSは、これまでモノの移動(商品貿易)が中心であった貿易の世界に、資本や労働といった生産要素の移動(サービス貿易)という概念を持ち込んだことで画期的な協定である。GATSでは、対象とするサービス貿易の分野を12の大分類、56の中分類、155の小分類に分けている。WTOの加盟国は、155分類のそれぞれ4つのモード(越境取引、国外消費、商業拠点設立、人の移動)について、市場アクセス、つまり外国企業の参入を認めるか否かをまず決める。そして参入を認める場合は、内国民待遇を措置するか、つまり内外無差別を実践するか否かを、約束表という一覧に書き込んでいくという作業を踏む。市場アクセスと内国民

待遇は一部分のみを自由化したり、逆に一部分を制限したりすることが可能である。また、分野横断的に、つまり分野を問わず共通事項として規制をかけることもできる。外国の国籍によって差別をしないという、GATTの大原則である最恵国待遇についても免除を登録することができる。

- (8) GATSの第1条には、以下の4つの形態（モード）によるサービスの提供を「サービス貿易」とする定義がある。

①「越境取引」 ある国の領域から他国の領域へのサービス提供。

(例：日本でアメリカのカatalog通信販売を利用してバッグを購入した)。

②「国外消費」 ある国における他の国から来た消費者へのサービス提供。

(例：日本人がアメリカへ観光旅行をして現地でレンタカーを借りた)。

③「商業拠点」 ある国のサービス提供者による他国の領域内の商業拠点を通じたサービス提供。

(例：日本の銀行が外国に支店を開設して金融サービスを行った)。

④「人の移動」 ある国のサービス提供者による他国におけるサービス提供。

(例：日本に外国人アーティストを招いてコンサートを開いた)。

これらのうち、①②は国際収支統計のサービス貿易収支でほぼ把握でき、④も同統計における所得収支の雇用者報酬ならびに経常移転の労働者送金で把握できる。ただし、③については商業拠点の開設自体は同統計の直接投資で把握できるものの、その拠点で取り引きされるサービスについては把握できない。

- (9) EUでは2000年3月の欧州理事会（リスボン）での議論を受けて、2004年3月に欧州委員会がサービス指令案（COM [2004] 2 final/3）を提出し、欧州議会で審議が進められている。EU域内におけるサービス取引やサービス従事者の移動を自由化するために、加盟国の行政手続や規制を緩和する内容であるが、新規に加盟した中東欧諸国からの低賃金労働者の流入を警戒するドイツやフランスが反対しており審議は難航している。

- (10) ジェトロは2005年2月2日～25日にかけてASEAN6カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナム）およびインドに進出している日系企業のうち、日本側による直接、間接出資の合計が10%以上ある製造業企業2117社を対象としアンケート調査を実施し、945社から有効回答を得た（有効回答率45.1%）。

- (11) ポジティブリスト、ネガティブリストの方式およびその比較についての解説は宇山 [2005: 44-56] が詳しい。サービス分野については、日本・シンガポール新時代経済連携協定ではポジティブリスト方式、日本・メキシコ経済連携協定ではネガティブリスト方式、日本・フィリピン経済連携協定ではポジティブリスト、ネガティブリスト両方式のもつ要素を組み合わせた形での枠組が合意された（宇山 [2005: 44-56]）。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 宇山智哉 [2005] 「FTA におけるサービス貿易自由化の方式——日本・フィリピン交渉の評価——」（『月刊 貿易と関税』4月号, 日本関税協会, 44-56ページ）。
- 外務省 [2000] 「サービス交渉に関する日本提案」12月。外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/teian.pdf>)。
- 経済産業省 [2005] 『不公正貿易報告書 WTO 協定から見た主要国の貿易政策』4月, 経済産業省通商政策局編。
- 財務省 [2004] 「対外及び対内直接投資状況」財務省ウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/lc008.htm>)。
- 日本経済団体連合会 [2004] 「日本経団連 WTO ミッション・ポジションペーパー——WTO 新ラウンド交渉の再活性化に向けて——」5月。日本経済団体連合会ウェブサイト (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/050.htm>)。
- 日本貿易振興機構 [2005a] 「海外情報ファイル・データベース」3月, 海外調査部 (<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/country.do>)。
- [2005b] 「在アジア日系製造業の経営実態～ASEAN・インド編（2004年度調査）」3月, 海外調査部。

〈英語文献〉

- Hartridge, David et al. eds. [2003] *Handbook of GATS Commitments (Trade in Services under the WTO)*, London: Cameron May.
- International Labour Organization (ILO) [2004] “ILO Labour Statistics,” ILO Web Site (<http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/portal/index.htm>).
- International Monetary Fund (IMF) [2004] “IMF Balance of Payment Statistics,” IMF CD-ROM.
- United Nations (UN) [2004] “National Accounts Statistics,” UN Statistics Division Web Site (<http://unstats.un.org/unsd/>).
- World Trade Organization (WTO) [2004a] “International Trade Statistics 2004,” WTO Web Site (http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/its2004_e/its04_toc_e.htm).
- [2004b] “WTO Statistics Database,” WTO Web Site (<http://stat.wto.org/Home/WSDBHome.aspx?Language=>).